

景観形成重点基準

(1) 建築物等に関する基準

項目		建築物の基準（注）	工作物の基準
重点区域全域	壁面の位置	・隣接する建築物との連続性を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じる。 ・上の丸公園や美囊川からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
	高さ	・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。	
	屋根・庇	・勾配屋根とする。	
	外構	・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。	
	建築設備等	・屋上設備を設置する場合は、有馬・姫路道景観通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じた色彩とする。	
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観と調和させる。	
景観展望地点から見える建築物等	高さ	・階数は2階以下とする。	
	屋根・庇	・和瓦葺きとする。	
	外壁	・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。	
	建具	・開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とする。	
	掲出物	・街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。	

注：表に定めのない基準については、三木市三木城下町地区景観形成地区「有馬・姫路道景観通り」の景観形成基準に準じる。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱などの附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩について、周辺景観との調和を図る。